

日医発第1458号(健Ⅱ)
令和8年10月30日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
(公 印 省 略)

令和8年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の
実施について（協力依頼）

今般、こども家庭庁より、令和8年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の実施について、周知、協力方依頼がありました。

こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で解決すべき重要な課題となっていることから、本キャンペーンは、厚生労働省における児童虐待防止推進月間の取組を継承し、別添『令和8年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施要綱』に基づき、11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、こども家庭庁が実施するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組に対して協力をお願いするとともに、郡市区医師会及び会員への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、令和8年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の標語『189（いちはやく）気づいたあなたに できること』の周知および普及啓発ポスター、リーフレット等をお送りいたしますので、幅広くご活用いただきますようお願い申し上げます。

【こども家庭庁ホームページ】

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidoug yakutai>

こ支虐第 4 3 7 号
令和 8 年 10 月 20 日

各 児童虐待防止推進関係団体 代表者 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」
の実施について（協力依頼）

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待相談対応件数は依然として多い状況で、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど深刻な状況が続いており、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省において、平成 16 年度から「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、貴殿を始め多くの方々の御協力の下に、集中的な広報・啓発活動を行ってまいりました。

こども家庭庁は、この取組を引き継ぎ、別添「令和 8 年度『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』実施要綱」に基づき、11 月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施いたしますので、貴殿におかれましては児童虐待防止のための広報・啓発等の各種取組を積極的に実施していただくとともに、管内の関係機関、関係団体等へ趣旨の周知、広報・啓発等の取組の積極的な実施等に関する協力依頼いただけますよう、格別の御配慮をお願いします。

また、令和 8 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語は、全国から 2,277 作品（有効応募総数）の応募があり、厳正な審査を行った結果、「189（いちはやく） 気づいたあなたに できること」に決定いたしましたので、併せて御報告します。

当該標語は、令和 8 年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の各種啓発事業等で幅広く活用することとしておりますが、貴殿及び関係機関、関係団体等への標語の周知等に御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」実施要綱

1 名称

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

2 趣旨

児童相談所の児童虐待相談対応件数は依然として多く、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たない。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

こども家庭庁では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、こども・子育てにやさしい社会づくりのための取組を行っている。その一つとして「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するものである。

3 基本方針

- (1) 児童虐待問題への国民の理解の浸透及び児童虐待防止に向けた国民的意識の高揚・定着
- (2) 地域社会に根ざした児童虐待防止に向けた取組の促進
- (3) 児童虐待防止に向けた取組における関係団体、関係機関、地域住民等の連携強化

4 標語

「189（いちはやく） 気づいたあなたに できること」

くどう きらら
工藤 輝星 さん（東京都）の作品

※全国から応募された作品の中から、審査を経て決定

5 期間

令和8年11月1日（日）から30日（月）まで

※実情に応じ、期間延長等の変更可。

6 主唱者

こども家庭庁

7 協力者

(1) 関係府省庁・地方公共団体

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所、都道府県、市区町村

(2) 関係団体等

(一社) 全国認定こども園連絡協議会	(特非) 児童虐待防止全国ネットワーク
(一社) 全国病児保育協議会	(特非) 全国小規模保育協議会
(一社) 日本こども育成協議会	(特非) 全国認定こども園協会
(一社) 日本子ども虐待防止学会	(特非) チャイルドライン支援センター
(一社) 日本臨床心理士会	(特非) 日本法医学会
(一社) 日本心理学諸学会連合	(特非) 日本ソーシャルワーカー協会
(一社) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	(特非) 子どもNPO・子ども劇場全国センター
(一社) 日本公認心理師養成機関連盟	日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
(一社) 日本公認心理師協会	子どもの虹情報研修センター
(一財) 児童健全育成推進財団	全国学童保育連絡協議会
(公財) 西日本こども研修センターあかし	全国高等学校長協会
(公財) SBI 子ども希望財団	全国国公立幼稚園・こども園長会
(公財) 全国里親会	全国児童家庭支援センター協議会
(公財) 日本臨床心理士資格認定協会	全国児童自立支援施設協議会
(公社) 全国私立保育連盟	全国児童相談所長会
(公社) 全国保育サービス協会	全国児童養護施設協議会
(公社) 全国幼児教育研究協会	全国児童心理治療施設協議会
(公社) 日本医師会	全国自立援助ホーム協議会
(公社) 日本看護協会	全国人権擁護委員連合会
(公社) 日本産婦人科医会	全国地域活動連絡協議会
(公社) 日本歯科医師会	全国乳児福祉協議会
(公社) 日本社会福祉士会	全国保育協議会
(公社) 日本小児科医会	全国保健師長会
(公社) 日本助産師会	全国保健所長会
(公社) 日本精神保健福祉士協会	全国母子生活支援施設協議会
(公社) 日本PTA全国協議会	全国民生委員児童委員連合会
(公社) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	全国養護教諭連絡協議会
(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会	全国連合小学校長会
(公社) 日本心理学会	全日本私立幼稚園連合会
(福) 子どもの虐待防止センター	全日本中学校長会
(福) 全国社会福祉協議会	日本私立小学校連合会
(福) 日本保育協会	日本私立中学高等学校連合会
(福) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所	日本弁護士連合会
(特非) 家庭的保育全国連絡協議会	日本臨床心理士養成大学院協議会
(特非) 子育てひろば全国連絡協議会	公認心理師制度推進連盟

8 令和8年度における取組

国、地方公共団体、関係団体等が以下のような取組を実施することにより、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図るとともに、自主的な児童虐待防止に向けた取組を促進し、各関係団体、関係機関、地域住民等の連携の強化を図る。

(1) 広報・啓発活動

- ・ポスター、リーフレット等の広報媒体の作成、配布
- ・テレビ、新聞、機関誌、広報誌、インターネット等を通じた広報啓発

(2) シンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催

- ・児童虐待問題への理解、児童虐待防止対策の重要性の周知等を目的としたシンポジウム、講演会、研修会、会議、展示会等の開催
- ・関係機関がより一層連携を図り、児童虐待防止を推進することを目的とした連絡会・研修会等の開催

(3) その他、上記2の趣旨にふさわしい取組の実施

- ・行政機関の庁舎、関係団体の施設等を活用した広報・啓発の実施
- ・電話やSNS相談等の相談援助活動の実施 等